

## 令和6年第2回定例会議案等審議結果

[会期：令和6年6月6日（木）～6月21日（金）（16日間）]

議案等番号	議案等件名	本会議議決結果 及び議決年月日
議案第1号	スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会条例について	賛成多数可決 (R6. 6. 21)
議案第2号	龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について	全会一致可決 (R6. 6. 21)
議案第3号	龍ヶ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	全会一致可決 (R6. 6. 21)
議案第4号	龍ヶ崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	全会一致可決 (R6. 6. 21)
議案第5号	龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について	全会一致可決 (R6. 6. 21)
議案第6号	龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について	全会一致可決 (R6. 6. 21)
議案第7号	龍ヶ崎市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	全会一致可決 (R6. 6. 21)
議案第8号	龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	全会一致可決 (R6. 6. 21)
議案第9号	龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	賛成多数可決 (R6. 6. 21)
議案第10号	龍ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	全会一致可決 (R6. 6. 21)
議案第11号	龍ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	全会一致可決 (R6. 6. 21)
議案第12号	龍ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	全会一致可決 (R6. 6. 21)
議案第13号	龍ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	全会一致可決 (R6. 6. 21)
議案第14号	龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例について	全会一致可決 (R6. 6. 21)
議案第15号	龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	全会一致可決 (R6. 6. 21)
議案第16号	龍ヶ崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	全会一致可決 (R6. 6. 21)
議案第17号	市有財産の取得について	全会一致可決 (R6. 6. 21)

議案第18号	市有財産の取得について	全会一致可決 (R6. 6. 21)
議案第19号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	賛成多数可決 (R6. 6. 21)
議案第20号	市道路線の認定について	全会一致可決 (R6. 6. 21)
議案第21号	令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第1号)	賛成多数可決 (R6. 6. 21)
議案第22号	令和6年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	賛成多数可決 (R6. 6. 21)
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について)	全会一致承認 (R6. 6. 21)
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて (龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について)	全会一致承認 (R6. 6. 21)
報告第3号	専決処分の承認を求めることについて (龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について)	全会一致承認 (R6. 6. 21)
報告第4号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第10号))	全会一致承認 (R6. 6. 21)
報告第5号	専決処分の承認を求めることについて (和解に関することについて)	全会一致承認 (R6. 6. 21)
報告第6号	専決処分の報告について (和解に関することについて)	/
報告第7号	令和5年度龍ヶ崎市一般会計継続費繰越計算書について	/
報告第8号	令和5年度龍ヶ崎市一般会計繰越明許費繰越計算書について	/
報告第9号	令和5年度龍ヶ崎市下水道事業会計継続費繰越計算書について	/
報告第10号	令和5年度龍ヶ崎市下水道事業会計予算繰越計算書について	/
/	閉会中の事務調査の件	全会一致可決 (R6. 6. 21)

※報告第6号から報告第10号は、地方自治法の規定による報告であるため採決は行いません